限度額適用認定証交付申請についてのご案内

毎月1日から月末までの医療費について、所得区分に応じた自己負担限度額までにとどめる制度です。所得区分は、世帯主及び国民健康保険被保険者の所得で判定されます(下表参照)。

●交付要件

- (1)交付対象者が70歳未満の場合、世帯に国保税の滞納がないこと。
- (2)交付対象世帯に所得未申告者がいないこと。

●必要書類

(1)限度額適用認定証交付申請書 (2)世帯主の身分証明書の写し (3)世帯主及び該当者の個人番号がわかるものの写し(確認後、市役所で破棄します。返送をご希望の場合はお申し出ください。)

【所得区分一覧表】

70 歳未満のかた			
所得区分	基準	限度額	
ア	基礎控除後の所得が 901 万円	252,600 円+(総医療費 - 842,000 円)×1% (多数該当 140,100 円)	
	を超える世帯		
イ	基礎控除後の所得が 600 万円	167,400 円+ (総医療費 - 558,000 円) ×1% (多数該当 93,000 円)	
	を超え 901 万円以下の世帯		
ウ	基礎控除後の所得が 210 万円	80,100 円+ (総医療費 - 267,000 円) ×1% (多数該当 44,400 円)	
	を超え 600 万円以下の世帯		
エ	基礎控除後の所得が 210 万円	57,600 円(多数該当 44,400 円)	
	以下の世帯		
オ	住民税非課税世帯	35,400 円(多数該当 24,600 円)	
70 歳から 74 歳までのかた (高齢受給者)			
所得区分	基準	外来のみ(個人単位)	入院あり(世帯単位)
現役並みIII 690万円以上の住民税課税所得 252,600円+ (総医療費 -		費 - 842,000 円)×1%	
	がある高齢受給者がいる世帯	(多数該当 140,100 円)	
現役並みⅡ	380万円以上690万円未満の住	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
	民税課税所得がある高齢受給		
	者がいる世帯		
現役並み I	145万円以上380万円未満の住	80,100 円+ (総医療費 - 267,000 円) ×1% (多数該当 44,400 円)	
	民税課税所得がある高齢受給		
	者がいる世帯		
一般	現役並み所得者と低所得Ⅱ・Ⅰ	18,000 円	57,600 円
	以外の世帯	(年間 144,000 円)	(多数該当 44,400 円)
低所得Ⅱ	住民税非課税世帯	8,000 円	24,600 円
低所得 I	所得が0円の世帯	8,000 円	15,000 円

※過去 12 か月以内に高額療養費該当となる月が 4 か月以上ある場合、4 か月目以降の自己負担限度額が下がります(多数該当)

※70歳から74歳未満で現役並みⅢ・一般区分のかたは、お持ちの高齢受給者証で限度額認定を受けることができますので、認定証の申請は必要ありません

問い合わせ・提出先 〒374-8501 館林市城町 1-1 館林市役所保険年金課国保係 〒10276-47-5138 (直通)